

平成 31 年 2 月 19 日

## グリーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました

～電子契約サービスに係る建設業法の取扱いについて～

産業競争力強化法に基づく「グリーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業に関する照会に対して、国土交通省から回答がありました。

### 1. 「グリーゾーン解消制度」の活用結果

建設業法（以下、同法）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を電子的に行うことができるサービスについて、以下の 2 件の照会があり、それぞれ同法を所管する国土交通省より回答がなされました。

※建設工事請負契約締結に際しては、原則として契約に関する事項が記載された書面に署名又は記名押印して相互に交付しなければならないとされていますが、建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項の技術的基準（①ファイルを出力することにより書面を作成できること、②改変が行われていないか確認できること）に適合する情報通信技術を利用した方法で代えることもできます（建設業法第 19 条第 1 項及び第 3 項）。

(1)1 件目（平成 30 年 11 月 1 日付け照会）

#### ①新事業の概要

照会事業者は、旧来紙で処理していた書類をデジタル化するクラウドサービスを提供しており、当該サービスを建設工事請負契約の締結において展開することを検討しています。

#### ②照会内容

本事業で提供される電子契約の 2 つのサービス方式について建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項の技術的基準に適合するかについて照会がありました。

#### ③回答

同法を所管する国土交通省より、以下の回答がなされました。

- ・照会者が提供する 2 種類のサービスにおいて、①契約成立後に契約書の PDF ファイルをダウンロードすることで、契約当事者は、当該 PDF ファイルを電磁的記録として保存及び印刷を行うことが可能であると考えられること、②公開鍵暗号方式による電子署名及び電子的な証明書の添付の手続が行われることで、当該 PDF ファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の二第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。

(2)2 件目(平成 30 年 11 月 5 日付け照会)

①新事業の概要

照会事業者は、企業間の商行為をインターネット上のプラットフォームにおいて電子化する事業において、契約業務を同プラットフォームで可能にすることを検討していません。

②照会内容

本事業で提供する電子契約が建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項の技術的基準に適合するかについて照会がありました。

③回答

同法を所管する国土交通省より、以下の回答がなされました。

・照会者が提供するサービスにおいては、①契約成立後に契約書の PDF ファイルをダウンロードすることで、契約当事者は、当該 PDF ファイルを電磁的記録として保存及び印刷を行うことが可能であると考えられること、②公開鍵暗号方式による電子署名及び電子的な証明書の添付の手続が行われることで、当該 PDF ファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の二第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。

詳細は別添の国土交通省の公表内容をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei\\_point\\_fr\\_000015.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_fr_000015.html)

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管機関の長への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります)。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

添付①：規制所管大臣の公表の写し：(1) 平成 30 年 11 月 1 日付け照会

添付②：規制所管大臣の公表の写し：(2) 平成 30 年 11 月 5 日付け照会

※各回答の内容については規制所管官庁である国土交通省にお問い合わせください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報産業課長 菊川

担当者: 佐藤、奥山

電話: 03-3501-1511(内線 3981~7)

03-3501-6944(直通)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 福本

担当者: 黒藪、太田、細川

電話: 03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)